

早稲田大学大学院法務研究科  
2022年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科  
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

## 目 次

1. クリニック担当教員・受講者・相談状況	1
2. 相談者アンケート結果集計	2
3. 民事（総合A・E）	
1) シラバス	5
2) 教員・学生報告書	7
4. 民事（家事・ジェンダー）	
1) シラバス	10
2) 教員・学生報告書	12
5. 行政	
1) シラバス	15
2) 教員・学生報告書	17
6. 刑事	
1) シラバス	20
2) A班（教員・学生報告書）	21
3) B班（教員・学生報告書）	23
4) C班（教員・学生報告書）	24
7. 労働	
1) シラバス	26
2) 教員・学生報告書	28
8. 外国人	
1) シラバス	31
2) 教員・学生報告書	32



## 2022年度 クリニック担当教員・受講人数・相談者数

	教員	学期	受講人数	相談者数 (※)
民事クリニック 総合A	鎌野 邦樹 後藤 巻則 山口 斉昭	春	4	8
		秋	2	4
民事クリニック 総合E	太田 和範 小島 秀一 外山 太士	春	4	6
		秋	2	4
民事クリニック 家事・ ジェンダー	棚村 政行 太田 和範 小島 秀一 外山 太士	春	7	4
		秋	2	3
行政クリニック (試行プログラム含む)	人見剛 水野泰孝	春	2	6
		秋	1	3
労働クリニック	岡田 俊宏 島田 陽一	秋	1	1
		春	9	-
外国人クリニック	宮川 成雄 渡邊 彰悟	春	9	-
刑事クリニック	三木 祥史 趙 誠峰 水橋 孝徳	春	9	-

※ 「相談者数」は、複数回相談に来た場合でも、1名としてカウント。

- ・2021年秋学期終了以降、2022年春学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 ⇒32件
- ・2022年春学期終了以降、2022年秋学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 ⇒24件  
(学内無料法律相談会から引き継いだ相談を含む。)

民事、家事・ジェンダークリニック授業の受講生には、授業で法律相談等を担当することに加え、時間の調整が可能な限り、クリニック事務所学内関係者を対象に行う無料法律相談会への立会を奨励している。

立会った受講生の実績は以下のとおり。

春学期：8人

秋学期：3人

## 2022年度 クリニック相談者アンケート結果

① なぜ早稲田大学リーガル・クリニックに相談されたのでしょうか（複数回答可）。						
a		b		c		その他
大学がしているので信頼できると思ったから	18	他に相談先を知らなかったから	2	無料だから	8	早稲田大学法科大学院は定評があるので。 早大の卒業生として信頼できる先生がいると思ったため。 母校の機関なので相談しやすかった。 先生から勧められて。 長女が早稲田大学文学部を卒業しており、ご縁を感じましたため。
② 担当者（学生）の話し方はいかがでしたか。						
a		b		c		その他
適切で聞き取りやすかった	18	普通	2	聞き取りにくかった	0	
コメント						
全く質問しない記録者が3人の内の真ん中に座っていた。この方は端でもよいと思います。						
③ 担当者（学生）の聞き取りの仕方はいかがでしたか？						
a		b		c		その他
適切で話しやすかった	16	普通	3	話しにくかった	0	
コメント						
相談目的を達成するために我々に何ができるか、という答えにつながる聞き取りが少なかったように感じました。その原因は話し合いに対する認識が下記のようにずれていたからだと思うので、各ご質問の意図を教えてくださいました。 （相談者側）妹が扶養請求した場合に備えどのような対策がとれるか知りたい。 （クリニック側）妹が本当に扶養請求する可能性があるのかを知りたい。扶養請求を免れることはできないので、過去の実例と照らし合わせて実際に請求される可能性を確認したい						
④ クリニックの回答はいかがでしたか。						
a		b		c		その他
わかりやすかった	15	普通	5	わかりにくかった	0	
コメント						
様々な紛争手段についてメリット・デメリット、解決に要する期間、弁護士の費用などもご教示いただき良かったです。						
可能ならば書面でも書いて頂ければ、記録としても残せた。						
こちらの認識不足などのため、なかなか理解にいたらず、申し訳なかったです。保険、年金など、経済に詳しい方が相談者の場合、もっと理解力があるのかなと思います。						
⑤ クリニックでの相談時間の長さはいかがでしたか。						
a		b		c		その他
長すぎる	0	ちょうど良い	19	短すぎる	1	
コメント						
長時間にわたりご相談いただいて恐縮でした。有難うございました。						
長時間、貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。						
⑥ クリニックでの相談はあなたの問題解決に役立ちましたか。						
a		b		c		その他
大変役に立った	15	少しは役に立った	4	役に立たなかった	1	
コメント						
期待していた結果と真逆であった為、失望してしまいました。						
法律について門外漢のため、とても勉強になりました。						

⑦ クリニック全般について、問題点、改善点、ご要望がありましたら、お聞かせください。

これは、どちらかというと当方の反省点ですが、質問点をこちらでも明確しておくべきだと思います。  
また、事前に資料としてどのようなものが必要なのかがかかっておけば、当日追加でお伝えして考えて頂く手間は省けたと思いました。

現状、把握し得る情報・事実関係を共有させていただき、また、ご担当の学生の方に事前に関係する情報を調査いただき状況の整理ができました。  
リスクの少ない対応（書面での確認）についてご提案いただき、誠にありがとうございました。  
ご提案について、再度熟考したいと考えます。

学生の数が多くて驚いたので、事前に何人同席するのか、教えてほしいです。

長時間ありがとうございました

話し合いの結果や状況を図にまとめたり、フリップ/ZOOMの画面共有で出していただけると分かりやすいと思いました。リーガルクリニック側から次にとるべき行動の選択肢をご提示いただけると問題解決に近づけるのではと感じました。丁寧かつ明瞭な回答をいただき感謝しています。また機会があれば利用させていただきたいです。

大変丁寧にお話を聞いていただき、最後に励ましの言葉もいただき、大変ありがたい機会を頂戴したと感じております。  
法律の視点から、確固たる証拠を提示することはできなかったものの、今後備えて消費者としての振る舞いを学ぶことができました。  
ヒアリングの際は、学生の方々が順番に様々な観点からご質問をしていただきました。  
どれも最低限の回答しかできず、回答として不十分な部分も多々あるかと思いますが、聴き方を変えて引き出してくださっていたのが印象的です。  
この度は、貴重なお時間をありがとうございました。

今回ご相談させていただき、非常に心強かったです。  
学生さん、弁護士の先生方も大変丁寧に、親身にご対応いただき心から感謝しております。  
授業の一環とのことでしたが、このような取り組みは一般市民にもとても有益だと思いました。  
専門的な知識が必要になった時、市民の拠り所となる場であってほしいです。  
本当にありがとうございました。

大変お世話になりました。一人で抱えていたので、少し気持ちがポジティブになりました。ありがとうございました。

私道に関するトラブルは、難解であることを思い知らされた。今回は、ご相談の機会をいただきまして有難うございました。

大変助かりました。ありがとうございました。女性が増えたい職業なので、学生さん2人とも女性で嬉しい気持ちになりました。

論点について大変分かりやすく教えていただきました。当方もある程度法律用語は知っていたので、そのことを前提に、論点の深い話を分かりやすく教えていただいた感じです。誠に有難うございました。

相談前に、必要な資料の説明がもう少し詳しくあるとよかったです。  
2回もお時間を割いていただき、本当にありがとうございました。

自身の相談内容が法的に問題なかったことには驚きましたが、先に知ることができたことは良かったです。有期採用には法が適用、無期には不適用ということには何か矛盾を感じましたが法律がある社会なので、現状では仕方がないだとも思えました。1日も早く、矛盾点は法改正が行われますよう、弁護士さんのご活躍に期待し、クリニックのご発展をお祈りしています。有難うございました。

ご相談いただきありがとうございました。  
上記の内容について又ご相談することがあるかも知れません。又どうぞよろしく願います。

ありがとうございました。学生さんの役に立てましたら幸いです。

後見制度や遺言の詳しい事を伺えて、今後の相続で何をすべきかはっきりし、とても有意義でした。  
またお世話になるかもしれませんが、その時は何卒よろしく願います。

大変参考になりました。ありがとうございました。  
指導教官もおっしゃっていましたが、相談者がある程度デジタルを扱える際は、参考になるサイトの紹介等をしていただけると、双方の時間の効率化になるかと思えます。個人（素人）での検索には、限界があると痛感しました。

後ろ向きでなく前向きなアドバイスが2～3つ聞きたかった。



## 臨床法学教育（民事）総合A・E

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

### 【担当教員】

鎌野 邦樹／後藤 卷則／山口 齊昭／太田 和範／小島 秀一／外山 太士

### 【授業概要】

教員と学生が1つのグループとなり、実際の法律相談や、受任した事件への対応を通じて、法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。

徹底した少人数教育によって、生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査、検討など、これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点をふまえた発展的な学習を行います。また、内容証明、訴状などの作成、添削を通じて、法文書作成に関する指導を行います。

法律相談、事件活動のほか、他クラスと合同の事件検討会も行います。

加えて、具体的事件を通じて、社会や制度のあり方、法律実務家としてのあり方などについて考えます。

なお、講義の準備に要する時間について、配当単位数（2単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて90時間）を上回ることはないよう、学生の負担についても配慮します。

### 【授業の到達目標】

将来、弁護士となり、民事事件を受任した際、これに対処できる実務的な基礎技能を身につける。

### 【授業計画】

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる民事事件をいくつか扱います。訴訟案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており、事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、訴状や準備書面の起案、証拠の整理まで、学生に実際に行ってもらいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありませんので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思っています。

1班4名程度で実施します。中間試験や期末試験などの学修スケジュールに配慮し、受講生の都合と調整しながら具体的な実施スケジュールを決めていく予定です。

## 【講義の内容と進行】

第1回 オリエンテーション

第2回～第14回 模擬法律相談、法律相談会、事件検討、相談案件検討、訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。

第15回 民事（総合）・民事（家事・ジェンダー）・行政・労働・外国人の各クラスと合同で報告会・最終カンファレンスを行います。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

参考書として菅原・岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務、2004）

## 【備考・関連URL】

<講義実施スケジュール>

講義の日時については、取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ、毎週ではなく不定期にするなど、受講生と相談の上、柔軟に変更することがあります。

不明な点については、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。

\*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。

<受講者への要望>

意欲ある学生の履修を期待しています。

## 民事クリニックA班

### 報告書（春学期）

#### 1 担当教員より

合計8件の案件を扱った。概要は、①継続中の賃貸借契約で賃貸人から家賃保証会社との契約を求められたが拒否できるか、②心当たりのない弁護士法人から督促と思われるメールが複数回届いた、③外国人留学生在が学生寮の賃貸借契約をしたが、コロナによる入国制限で1年間は部屋を使用できなかった場合の賃料の扱い、④映画関係のウェブサイトを運営していたグループに参加していたが、脱退しようとしたら損害賠償を請求すると主張された、⑤就職活動に対する助言を行うとのネット上の宣伝を受けて契約をしたが、助言は一般的なもので中途解約し返金を求めたい、⑥ネットで検索した体操教室と期間契約をしたが、中途解約し返金を求めたい、⑦学生が自身の研究分野に関連するソフトウェアを他の学生と共同で開発し、将来事業化も視野に入れた契約を締結しておきたい、⑧借地人から建て売り業者に借地権を譲渡したいとの申し入れがあったが、金融機関に対し賃貸人の承諾書を出すとの規定を賃貸借契約書に挿入するよう求められた、といった事例であった（その他に貸金事案に関する模擬相談も行った）。今学期は、比較的多数の相談案件が寄せられ、また、①案件では賃貸人に対する回答書を、④案件では当該グループの主催者に対する返答書を、⑦案件では共同開発契約書案を、それぞれ起案して依頼者に交付することができた。非常に幅広い分野の案件を取り扱うとともに、複数回の起案も行うことができ、比較的ハイレベルな内容であったが、受講生はきちんとこなしていた。

#### 2 受講生より

・クリニックを受講して良かった点は、事実の収集という過程を体感できた点である。法律家は法的三段論法を駆使して紛争解決を目指す専門家であるところ、私が法務研究科で学んでいるのは、所与の事実を大前提たる法令に当てはめて結論を導き出す過程である。しかし、クリニックでは、相談者からの提出書類や当日の聞き取りから紛争解決のために必要な事実を収集し、それらを法令に当てはめて一定の結論を示すという、法的三段論法の一連の過程、とりわけ小前提たる事実を収集する過程を体験させてもらった。それにより、事実を収集するにも様々な知見や技術が必要なのだと分かった。例えば、⑦案件では、生物学やコンピュータについての知見が必要であったし、③案件では、聞き取りのためにある程度英語を話せる必要があった。

・様々な不安や悩みを抱えている依頼者の方と接したことで、弁護士に求められている法知識や紛争解決力の重要性を実感し、また、実務家の責任の重さを学ぶことができた点である。④案件の返答書・⑦案件の共同開発契約書案の起案を担当した際には、実際に自分の起案したものが依頼者の紛争を解決するために使われるという、座学では感じたことのない強い責任感を感じるとともに、どのような単語を使うか・どのような文章にするか等を悩み抜き、形にするということを経験することができた。

・特に印象に残った案件としては、⑧の氏子会員による共有地を巡る借地に関する法律問題である。当該土地は、すでに実在するか不明な30数名の共有地として登記されている土地であり、最初当該案件の資料を閲覧した時は、実態としてこのような権利関係が明確化されていない土地が存在することに驚いたが、実務上では、氏子集団や田舎の土地においてよくあることであることを学ばせていただくとともに、宗教法人化する等権利を実現する際の解決策も学修し、座学では身につかない実務での「当たり前のこと」を学修でき、この場で収まりきらないぐらい、クリニックで得た感覚や知識が今後の糧となったと思う。

・反省すべき点も多くあった。例えば、①案件で相談者の要望を法的な主張へ変換していくうえで、適切な表現や不要な表現の選択がうまくできなかった。しかし、他の案件の検討を重ねていくなかで、相談者の主張から少し距離を置いた、裏付けのある事実に基づいた簡潔かつ明確な法的主張を組み立てていくことを強く意識するようになった。相談を通して相談者の不安や情熱に触れることもあった。そのような相談者の要望に応えるためには、しっかりと話を聞いたうえで主張を整理し、その裏付けがあるかを資料等に目を通して確認することが重要であり、またそれは法律実務家には必須の意識であると感じた。

## 民事クリニックE班

### 報告書（秋学期）

#### 1 担当教員より

秋学期においては、実際の相談案件として、①近隣住民が所有している私道（いわゆる2項道路）の利用の可否、検討にあたり必要となる資料の収集方法、その他近隣住民からの嫌がらせと思われる行為への対応に関する相談事案、②太陽光発電を買い受けた方からの契約内容が履行されていないこと等への対応に関する相談事案、③賃借人であった方からの賃貸人が敷金返還請求に応じてくれないとの相談事案、④物品を下取りに出したところ、金員が支払われないとの相談事案の4件を扱った。①については、関係する行政法規等を確認したうえで、2項道路の利用に関する裁判例や関係する資料の収集方法を検討した。また、私道の利用が認められないとしても、今後近隣住民から嫌がらせ行為があった場合の対応等についても検討した。②については、大量の資料を確認し、当事者間でいかなる内容の契約が締結されたか（いかなる設備を引き渡すとの合意があったか、発電量について保証する旨の合意があったか等）を検討し、さらに、契約上の期間を経過した現時点でも所有権移転登記がなされていないこと等を踏まえて、今後いかなる対応をとるべきかについて検討した。③については、賃貸借契約の内容に不明確な点があること等を踏まえて、敷引特約の有効性、解約予告期間に関する契約条項の解釈、解約通知の賃貸人への到達日、原状回復義務に関する特約の有効性等についての検討を行った。④については、下取契約の内容や証拠の有無を確認したうえで、相手方への請求が認められる可能性が高いことを前提に、今後、いかなる対応をとるべきかについて検討を行った。

今学期はカリキュラムの変更等の影響で受講生が2名と少数であり、また、短期間で多くの相談案件に対応する必要があったにもかかわらず、受講生たちは、日ごろ見慣れない法令や裁判例を丹念に調査し、詳細な事前検討メモを作成したうえで相談に臨み、当日も、相談者の心情に寄り添った丁寧な聞き取りと回答を行っていた。十分な事前調査と相談者の心情に寄り添った回答を行った受講生たちに敬意を表したい。

## 2 受講生より

本クリニックを受講することで将来法律家を目指す者として得難い経験をすることができた。

まず、第1に、当たり前かもしれないが、世の中には実際になんらかの法的な問題を抱えている人がおり、弁護士の仕事はこういった人達の抱えている問題を解決することであるということを再認識できた。普段の授業では、仮想の事例や判例の事実関係を文面からのみから認識して、問題の解決に入ることが多い。そのため、事実関係については、研究対象や単なる教材としての側面が強く、どこかその事案の中で実際に困っている人達の問題をどのように解決すれば良いのかという視点が欠けていることがあったと思う。しかし、本クリニックでは、依頼者の方に事前に提出してもらった資料や面談を通じて、依頼者の抱えている問題に取り組むことができ、普段の勉強が決して机上のものではないと確認することができた。

第2に、弁護士として職務を果たす困難さを体験できた。本クリニックで扱った4つの事案にあたっては、民法だけでなく建築基準法・消費者法など複数の法律の検討を要するものがあり、未知の法分野から条文を摘示し、事案に関する判例状況を調べるという必要があった。また、基本七法の分野においても、その事案の複雑さ故に複数の法的構成が考えられ、事前の検討においては、法適用を誤っていることを先生方に摘示されるなど、幾分かの修正することもあった。そして、面談においては事前の検討とは異なる事実関係が新たに明らかになり、その場で依頼者の求める利益を達成するために法的構成を再考し提案する必要にも迫られた。

これらの経験から、自分達が未熟な法律家の「卵」でしかないことを気づかされたとともに、相談者の運命を左右しかねない弁護士という職務の責任に向き合う恐ろしさを体験した。ここで体験したことは、実務家になってからも一生忘れないと思う。

ただ、最後に、大変なこともあった一方で、間違いなく法務研究科の授業の中で5本の指に入る素晴らしい授業だった。お世話になった先生方、ありがとうございました。

## 臨床法学教育（民事）家事・ジェンダー

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

### 【担当教員】

棚村 政行／太田 和範／小島 秀一／外山 太士

### 【授業概要】

臨床法学教育（民事）家事・ジェンダーでは、実社会の中での「生きた家族法」を学び、ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈・事案の把握・相談者や依頼者との対応を行うことを学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とし、学生が、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において、研究者・実務家教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（以下「クリニック」と呼ぶ）で行う。

その具体的方法としては、(1)法律相談事件の相談を直接担当する方法と、(2)教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学したり、書面作成に協力したりする等の方法がある。

(1)は、法律相談の申込みがあった事件について、予め設定した相談日に相談者に来てもらい、約3-4名ずつに編制されたグループごとに、特定の事件について、複数の弁護士教員の指導の下に大体30-40分事情聴取を行い、その後10-15分学生と教員が回答案について協議し、その後主として学生が教員の指導の下に大体20-30分程度で回答を行うというものである。その回答で相談の目的が達成されれば、当該相談は終了となるが、さらに、相談者本人による調査や資料の取り寄せが必要であったり、あるいは学生・教員側の判例学説の調査などが必要であったりする場合には、継続相談日が設定される。相談前の法律調査等の準備及び事後の問題点の整理と復習が欠かせない。なお、相談者が希望する場合には、オンライン相談を実施することもある。その際には、受講生においてもオンラインによる参加が求められる。

(2)については、家庭裁判所での調停・審判は非公開であり傍聴が許されていないため、傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書、訴状・答弁書・準備書面・陳述書、交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか、(3)調停、法律相談活動のロールプレイ、面会交流の支援活動を実施する場合もある。

事件の種類としては、離婚事件（財産分与、慰謝料、年金分割、親権、養育費、子の引渡し請求、面会交流等を含む）・離婚前の婚姻費用分担請求事件、監護者指定、離婚後の紛争事件（養育費、親権変更、面会交流等）・認知・養子縁組等親子関係事件・遺産分割・遺言等相続関係事件が多い。

最終カンファレンスは、他のクリニックの履修生全員と一緒にいき経験交流をする。

### 【授業の到達目標】

生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

### 【授業計画】

実際の相談依頼の人数・相談内容に応じて、相談体制を組みあわせていくので、常に臨機応変に対応するものとする。

### 【教科書】

特になし。

### 【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社

秋武憲一『離婚調停』日本加除出版

片岡武・菅野真一『遺産分割・遺留分の実務』日本加除出版

梶村太市・岩志和一郎・大塚正之・棚村政行・榊原富士子『家族法実務講義』有斐閣、2013年

家族法授業で使用している各自の教科書

### 【備考・関連URL】

詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

#### <受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

\*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

「家族法特殊講義」の履修が望まれる。

#### <受講者への要望>

家族の問題について関心をもつ学生の皆さんの積極的参加を望む。

将来、家事事件を得意とする弁護士・裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待する。

## 報告書（春学期）

### 1 担当教員より

受講学生4名、教員2名（棚村・太田）で授業を実施し、全部で6回の家事相談事案を実施した。その内容は、①認知症の母親の所有する不動産の売却に関する相談、②両親や兄弟間における扶養義務に関する相談、③子供の就職を機に離婚を考えている妻からの離婚手続き及び財産分与に関する相談、④愛人を作った親戚をお墓に入れたくないというご相談、⑤離婚後の妻側の戸籍手続や年金分割についての相談、⑥祖父母についての成年後見、遺産分割、遺言等、相続に関する相談といったものであった。

本学期も、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し相談者の希望により対面での相談とオンラインでの相談の双方を実施した。

相談内容としても、上記の様に家事分野における様々な内容の相談が寄せられ、離婚及び相続分野にとどまらず、後見制度や、祭祀承継といった専門的な相談を含む幅広い争点を含む相談に取り組むことができた。

相談件数も、受講学生4名に対して6件と比較的多いもので、それなりにハードなクリニック活動となったが、取り組んだ受講学生が全て最上学年（3年生）であったこともあり、意欲的かつ精力的な取り組みに基づく充実した相談を実施することが学期を通じてできたと考える。

実際の相談においては、事前に相談者から寄せられていた情報からは予想ができないような方向に相談内容が派生したり、思いもよらなかったような事実が明らかになったりすることもあったため、机上の学習とは異なる準備の及ばないところで生じる実際の相談に、学生も当初は戸惑っていた。しかし、次第に、事前に広範囲の法律情報を調査し、あらゆる可能性に備えて入念な準備を行うなど、そのような事態に対しても対応ができるように心掛けるようになり、的確なアドバイスをすることができるようになっていった。実務家法曹となるための、貴重な機会になったと考えられる。

### 2 受講生より

#### (1) クリニックを受講して良かった点

クリニックを受講して良かった点は2つある。

1点目は、弁護士の仕事の重みを実感できたことである。現に紛争となっている事案を数件扱い、本当に困った状況に置かれている相談者にいかなる法的助言をすべきか考えるきっかけとなった。加えて、先生方が相談者にどのように向き合い、法的問題に回答するのか知ることができた。

2点目は、生の事案に触れる機会を得られたことである。担当した相談の中には、事前に頂いた相談概要から想定した内容と当日の聞き取りで明らかになった内容が大きく異なったことがあった。ロースクールで取り組む問題と実務は異なり、実務の大変さを実感する貴重な機会となった。他にも、生の事件を通じて、ロースクールの授業で学修しない点も実務

上重要であることを理解した。例えば、離婚をする際、年金分割の方法や財産分与の対象や得られる金額について当事者は強い関心を持っていた。こうした発見は生の事件を担当することで得られるものであり、私たちの将来にとってかけがえのない経験となった。

## (2) 反省点

事前の準備によって一般的なことは説明できても、分かりやすい説明の仕方や、実務の状況については追及しきれなかったことがあった。先生方が相談者に行った説明は実務の状況を知らない私たちにとって非常に勉強になった。

他にも、自分の担当していない事案では準備不足となってしまうことがあった点が挙げられる。事前学習を入念に行っていれば、より実りの多い授業となったと思えば、得難い機会を逃してしまったと猛省している。

## (3) まとめ

クリニックを受講したことで弁護士の職責を自覚し、ロースクールで学修した知識を実務で使う術や法律を知らない人に分かりやすく説明する方法を考えることができた。このような経験は生の事件を多く扱うクリニック授業でしか得られないものであるから、在学生の皆さんには積極的なクリニック授業の受講を切望する。

## 報告書（秋学期）

### 1 担当教員より

受講学生2名、教員2名（棚村・太田）で授業を実施し、全部で4回の法律相談を実施した。その内容は、①関係の悪い親との相続関係に関する相談、②認知能力に問題のある親が所有する不動産に関する相談、③スポーツ施設における契約トラブルに関する相談、④不仲な兄弟との間における親の相続に関する相談といったものであった。

本学期は、司法試験実施時期の移行期との関係で、受講することができる学生が3年生以上に限られるということもあり、当初は開講も危ぶまれていた。しかし、結果として、少人数ながらも充実したクリニック授業を実施することができた。法律相談が立て続けに実施されることもあり、毎回の相談の準備を求められる学生の負荷は例年より高かったものと思われるが、受講生が全て最上学年（3年生）であったこともあり、少人数ながら意欲的かつ実践的な相談を実施することができた。

相談内容としては、上記の通り、残念ながら離婚問題に関する法律相談がなかったため、相続分野に偏ってしまったが、離婚分野に関する相談については、模擬相談や弁護士が行う相談への立ち合いなどで補う形で取り組んでもらった。

本学期の相談においては、相談者の意向・心情が強く反映された相談が比較的多く、法律問題に対する回答はもとより、相談者の気持ちにも配慮をした受け答え、回答の導き方などが求められた。

家事事件分野においては不可欠な技術の必要性について実地で体験をすることができる貴重な機会になったのではないかと考えられる。

## 2 受講生より

### (1) クリニックを受講して良かった点

受講してよかったと思う点は、4件の法律相談を通し、家事事件を扱う弁護士の仕事の一端に触れることができたことです。例えば、法律相談の際は、最低限の情報から事前に相談の予想をつけ、時には相談前に追加の資料提供をお願いします。当日は最大限の情報を聞き出し、知識をフル活用してフレキシブルに各相談者に寄り添う解決策を提案する。これを短時間で何件も行うことを考えると、難しい反面、とてもやりがいのある仕事であると感じ、将来のビジョンが広がりました。

また、相談者の方の望むような解決策が提案できないときに気分を害さないように話をして説得する先生方の対応の仕方を見せていただき、大変勉強になりました。

### (2) 反省すべき点

反省すべき点は、より実務的な質問に応える準備が足りなかったことです。例えば、養子縁組を勧めるならば、その後の具体的な手続きの説明をしたり、調停や消費者センター等、適切な相談先への問い合わせを勧めるならば、その具体的な問い合わせ先や問い合わせ後の見通しを説明したりすべきでした。相談者側の立場になって、相談準備に臨むことが大切であると感じました。

## 臨床法学教育（行政）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

### 【担当教員】

人見 剛／水野 泰孝

### 【授業概要】

行政事件（行政をめぐる民事事件を含む）について、法律相談、事例検討、（事件受任時には）起案等を行うことを通して、行政事件の実務を学びます。

カンファレンス（取り扱った事例の発表）は、民事班と共同で行います。

### 【授業の到達目標】

弁護士になり行政事件に直面した際、これに対処することができる実務的な基礎技能を身に付ける。

### 【授業計画】

行政クリニックは、教員と学生が1つのグループとなり、実際の行政事件について、法律相談をはじめ、各種調査・検討、各種文書作成等を自ら行うことを通して、行政事件の実務を学ぶ科目です。

取り扱う事件は、リーガル・クリニックに新たに持ち込まれた事件、教員が関与している事件といった、現実に進行している生の事件です。法的紛争事件に限らず、地方自治体からの条例制定等の相談といった案件を取り扱うこともあります。

通年科目ですが、春班（主に春学期実施）と秋班（主に秋学期実施）に分かれて実施する予定です（ただし、人数による）。講義の合計時間は他の2単位の科目と同様であり、講義の準備に要する時間も、配当単位数（2単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて90時間）を上回ることはないよう、学生の負担についても配慮します。

2年生については、単位の関係で正式履修が難しい者もいると思われませんが、試行プログラム（単位にならない）として参加することも可能とします。具体的な講義実施スケジュールは柔軟に検討します。この場合、改めて3年次に正式に履修することも可能です。この形で応募する学生は、「試行プログラムとして参加を希望する」旨明示して志望票を提出してください。

### 講義の内容と進行

第1回 オリエンテーション

第2回－第14回 法律相談、各種調査・検討、各種文書作成といった、行政事件に係る諸活動を行います。ただし、必ずしも毎週決まって授業の日時に集まるものではありません。

第 15 回 カンファレンス（取り扱った事例の発表）は、民事班と共同で行います。

**【教科書】**

指定なし。

**【参考文献】**

特になし。

**【備考・関連URL】**

<講義実施スケジュール>

取り扱う事件の状況等に応じ、毎週ではなく不定期であったりするなど、科目ごとに柔軟に設定することとされています。詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。

なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。

<受講者への要望>

意欲ある学生の履修を期待しています。

## 報告書（春学期）

### 1 担当教員より

今期の取組みとして

（1）新規の法律相談を3件実施。法律相談に先立ち相談内容についての事前検討を行うとともに、法律相談実施後に反省会・相談者へのフィードバックの検討も行った。

（相談①）「専門実践教育訓練給付金」をめぐる相談。

（相談②）子ども・子育て支援法の定める「認定保護者」をめぐる相談。

（相談③）都道府県が保有する文書について情報公開請求を行ったところ、一部非開示決定とされたことに関する相談。なお、この相談については、審査請求事件として対応することになり、審査請求書を起案した（令和4年7月25日審査請求書提出）。

（2）令和3年度春学期からの引き継ぎ・継続案件として、銃砲刀剣類所持等取締法に基づいて猟銃を所持するにあたっての射撃教習を受ける資格を不認定とされたことに対する審査請求事件への対応（令和3年8月9日に審査請求）。具体的には、相談者と打ち合わせをし、公安委員会側が提出した書面に対する対応を検討した。

### 2 受講生より

【学生①・・・相談①に関して】

法理論の実践化の難しさと行政事件訴訟の障壁を実感

相談者の問題意識に寄り添い、それに応える最適な解決策を探っていくなかで、法理論を実践的に使いこなすことの難しさを痛感するとともに、行政事件ならではの興味深い学びを得ることができました。例えば、制度の運用基準は、得てして法令よりも行政規則に規定されていることが多く、今回の争点となる規定もまた行政内部の手引きにありました。然らばその不服は“行政”よりも“司法”に向ける意義を見出しつつも、行政事件の勝ち筋の相場感のつかみにくさが相談者に訴訟を躊躇させる一因となることを知り、訴訟という選択肢がより身近なものになればという気づきを得ることができました。

【学生②・・・相談②に関して】

認定保護者をめぐる事件については、処分性や確認の利益の有無等、訴訟要件充足性の部分で悩むことが多く、本案勝訴要件について検討を十分に行うことができませんでした。一方で、そもそもの訴訟の土台に上られるかについて議論をする中で、相談者の問題の解決のためには訴訟以外の方法もありえ、必ずしも法的解決のみが問題の解決に資するわけでもないことを知りました。また、相談者からは事前にかんがりの情報を貰っていたものの、面談でしか得られなかった情報や依頼者の考え等があり、依頼者とのコミュニケーションや意思確認の大切さを学びました。

## 報告書（秋学期）

### 1 担当教員より

今期の取組みとして

（1）新規の法律相談を2件実施。法律相談に先立ち相談内容についての事前検討を行うとともに、法律相談実施後に反省会・相談者へのフィードバックの検討も行った。

（相談①）自動車運転免許の取消処分をめぐる相談 ※複数回、法律相談を実施

（相談②）地方公務員の免職処分をめぐる相談

（2）令和3年度春学期からの引き継ぎ・継続案件として、銃砲刀剣類所持等取締法に基づいて猟銃を所持するにあたっての射撃教習を受ける資格を不認定とされたことに対する審査請求事件への対応。

### 2 受講生より

#### 【学生①】

今回のクリニックでは、行政訴訟の困難性を肌で感じました。被告である行政庁が徹底的に適法性を主張し、原告と被告の主張が折り合わないケースがほとんどであるため、訴訟は徹底抗戦の場となる可能性が高く、それゆえ時間も費用もかかり、解決までの道のりは非常に困難だと感じました。

また、初めて一般市民である依頼者の方の相談を受け、法律相談の困難性も感じました。判例通説の考えはこうであるから、それに従うというのではなく、依頼人の為にどうしてあげればいいのか、その人は何を求めているのか、という視点を持つべきだと感じました。また、自分の思考をわかりやすく伝える力をつけることの必要性も痛感しました。

今回のクリニックは半年という短い期間でしたが、司法試験の先・二回試験の先にある世界を肌で感じることができ、非常に有意義な実習となりました。関わってくださった先生方、事務所の方、そして相談者様に感謝いたします。ありがとうございました。

#### 【学生②】

私が、クリニックの授業を通して学んだことは3つあります。

1つ目は、事案を整理することの大切さです。クリニックに持ち込まれる案件は複雑なものが多く、事案を整理し法的に構成することは困難を伴います。事案を適切に整理できなければ法律構成を間違えてしまうため、事案の整理は極めて重要です。そのため、私は、授業では、六何の原則を意識しながら丁寧に事実を拾うことを意識しました。

2つ目は、相談者が、何を求めているのか考え適切なアドバイスをすることの重要性です。相談者の方は、不服憤りを感じて相談に来ますが、賠償を求めるのか、是正を求めるのか、誤りを認めて欲しいのかと不服があるといっても求めていることは様々です。そのため、相談者が本当に求めるものは何であるのか、それを実現する為にはどうすればいいのか考えアドバイスすることが重要であると思いました。

3つ目は、話をしっかりと聞くことです。相談の中には法律とは関係のない事項も多いです。しかし、相談を聞いてもらうことによって解決することもあり、法律構成と関係ないからと無視することはできません。そして、些末な事項であっても自分が気づいていなかったことを提供してくれることもあるため、しっかりと聞くことはとても重要であると思います。私は、授業を通して、相談者の話をよく聞き、寄り添って共に解決の道を探っていく事が大切であると思いました。

## 臨床法学教育（刑事）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

### 【担当教員】

三木 祥史／趙 誠峰／水橋 孝徳

### 【授業概要】

この科目では、刑事事件を受任し、弁護士資格を有する教員とともに、刑事弁護人としての職務を遂行する。現実の事件を担当することで、刑法や刑事訴訟法が現実の事件にどのように適用されているか、法律家の役割はどのようなものか、身体拘束を受けている被疑者・被告人がどのような状況にあるか、また関係諸機関がどのように機能しているかを学ぶ。また現実の依頼者のために活動することで、弁護士としての倫理、専門職責任などについても学ぶ。

Aクラス（春学期班）、Bクラス（秋学期班）共に各12名を募集するが、捜査弁護は集中した弁護活動が要求されるため、春学期班は夏季休暇中に、秋学期班は春季休暇中に開講する。ただし、2022年度は司法試験の実施時期変更のため、秋学期班は開講されなかった。

Aクラス（春学期班：8月上旬～9月中旬）、Bクラス（秋学期班：2月上旬～3月上旬）

### 【授業の到達目標】

現実の事件処理を通して、刑事弁護の仕組み、刑事弁護人の心構え・倫理などを基本的に理解し、併せて刑事弁護の重要性を肌で体験することを目標とする。

### 【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては、主に捜査弁護であり、弁護士会が実施している当番弁護制度を利用し、派遣要請を受けて行う。学生が担当する職務は、依頼者との接見、事実調査、関係者との面談、書類作成、各種申立など、法令が許容する範囲で、可能な限り、弁護士と同様の職務を、学生が主体的に弁護士と同様の責任を持って行ってもらう。

具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと、当番弁護事件の配点を受けて出勤し弁護活動を開始するが、その具体的内容は班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定する。終了後は全部の班が参加して報告会を行い、最後に各参加学生が報告書を作成・提出する。

### 【教科書】

特になし。

**【参考文献】**

「刑事弁護ビギナーズ ver. 2. 1」(現代人文社)

**【備考・関連URL】**

<受講要件等>

法曹倫理の単位を取得済みか、または並行して履修していることを受講要件とします。

\*なお、並行履修の場合は、法曹倫理の単位取得をもって臨床法学教育科目の単位取得要件とします。

<受講者への要望>

特になし。

**刑事クリニックA班****報告書(春学期)****1 担当教員より**

事案は、ドラッグストアで、被疑者であるAさんが薬を買おうとして店内でそれを手に取り、さらに店外に並んでいるセール品を見ようと店外に出て、それを見た後、そのまま店頭に停めていた自転車のところまで行って、リュックを下ろそうとしたところを警備員に呼び止められ、その後警察署に任意同行を求められ、窃盗罪で逮捕されたというものです。

逮捕直後に当番弁護士の要請があり、同日夕刻接見に赴きました。Aさんは、「自分は盗る積りはなく、自転車のところに行ったことはない」と強く主張しており、その主張に基づき検察官に対し、勾留請求をしないよう意見書を作成して提出したのですが、検察官は防犯カメラの映像があり、それを見ると自転車のところまで行っているというのです。そのようなことから、勾留請求がなされ、勾留決定も出され、それに対する準抗告も棄却されてしまいました。

その後、当該店舗に赴き、店長に防犯カメラの映像を見せてもらったところ、上記のようにAさんが自転車のところに行ってリュックを下ろそうとしていたことは間違いないことが確認できました。防犯カメラの映像はスマホで撮影させてもらったので、それを接見でAさんに見せたところ、客観的な事実としては間違いないことを認めましたが、それでも「自転車のところに行ったことは覚えていない。したがって何のためにリュックを下ろそうとしたのかも分からない」と言い、あくまでも「盗る積りはなかった」と言うのです。

そこで、弁護人としては、何のために自転車のところに行きリュックを下ろそうとしたのか、さらに何故これらの点につき一時的な健忘が生じたのかを合理的な説明する必要が出てきました。ここからが大変で、Aさんと接見を重ねてどのような可能性があるかの検

討をし、最終的にはリュックの中に入っていたカードケースの中に、その店で使えるポイントカードがあるかどうかを確認しようとした、そして健忘の理由は、Aさんが日頃から飲んでいる病気の薬の影響が考えられるとの結論に達しました。

そして、これらを盛り込んだ不起訴意見書を作成して、検察官に提出しました。その結果処分保留のまま釈放となりました。

ただ、ここに至るまでに勾留延長もなされ、逮捕されてから身体拘束が22日間続きました。もちろん勾留延長決定に対しては準抗告までしましたが、認められませんでした。問題を難しくしていたのは、Aさんは現在30代ですが、20代のときに万引きで執行猶予判決を受け、その数年後に同じく万引きで逮捕されたという前科前歴があったことです。

勾留満期日になるまで処分がどうなるかは不明でしたので、起訴されたときに備えて保釈請求書の準備までしましたが、結果的にはその準備が無駄になってよかったと思います。

最初は軽微な事案だと思いましたが、勾留延長が認められるまではほとんど毎日接見を重ね、いろいろな意味で勉強になった事案でした。

## 2 受講生より

防犯カメラ映像が被疑者の方の供述内容と大きく異なる場合や代価弁償ができなかった場合など、事前に考えていた弁護活動ができなかった場合に次にどのような弁護活動ができるか、必要かを考えながら、すべて同時並行で進めることが苦しかった。同時並行での準備は、時間的制約からもそれぞれで完璧を目指していると先に進まず、ぎりぎりでの妥協や議論が不十分になってしまった部分もあり、歯がゆい。

いかに先のことを考えながら弁護活動をすることができるのか、いかに複数のシナリオを考慮しながら活動することができるのかが、時間的にタイトなことから弁護活動の成果を左右するものだとまじまじと実感した。

検察官に対する複数の意見書(勾留請求に関する意見書・不起訴意見書)、裁判所に対する複数の意見書(勾留請求却下を求める意見書・勾留延長却下を求める意見書)や申立て(準抗告)をしても、まったく結果に影響がなくて心が折れそうになった。

裁判官や検察官は、弁護人の主張が本当に妥当しないか(この場合は、主に勾留の理由や勾留延長の理由など)を実質的に検討しているのか疑問にすら感じた。

我々の見立てとしては、罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれは低く、釈放されるだろうと考えていたが、恐らく否認事件であったことや被疑者がたまたま同種犯罪での逮捕歴や前科が複数あったことから、勾留が継続してしまったように感じた。当初の意見書ではこの点をあまり重視しておらず、弁護人としてフォローしきれていなかったことがミスであった。

少なくとも、罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれが「ない」と裁判官を認めさせることはかなり厳しいものがあると感じた。

先生方には、このような現実や理不尽な点を認識したうえで、今後我々の世代が改善するように促されて、刑事事件の実務も発展途上なのだなと実感した。

今やろうとしている活動が「なんのため」なのかを先生方から指摘されることが複数回あって、今後自分で事件を扱うことがあれば、その点はきっちりと考え抜いてやりたい。

事件を客観的に記録した防犯カメラ映像がある事件であり、しかも被疑者の供述と防犯カメラの内容が大きく異なる事案であったことから、できるだけ早く防犯カメラ映像を確認すべきだった。被疑者の供述のみを鵜呑みにしてしまい、結果として当初の事案の見立てが大きく外れてしまったことは反省すべきであった。

客観的証拠として、弁護士からもアプローチできそうなものは、事案に応じてだが、積極的にアプローチをしてもよいのかもしれないと思った。

## 刑事クリニックB班

### 報告書（春学期）

#### 1 担当教員より

取り扱った事件：恐喝被疑事件

事案の概要：撤去自転車置場に撤去された自転車を取りに行った被疑者が、自転車置場職員の対応を巡ってもめて、一旦は支払った撤去費用 4000 円について、その後に職員の対応に立腹して「家に取りに来い」などと言って 4000 円を手にして立ち去った事件

活動の概要：

学生 2 名。秘密接見には立ち会えず（H 警察署の壁）、接見は一般接見。早急に撤去費用 4000 円を支払うべく、被害者との連絡を試みるも、捜査機関は非協力的。区が管理する撤去自転車置場だったことから、区役所経由で撤去費用の受け取り相手を探し、すぐに事件現場となった自転車置場に行き、4000 円を受領してもらう。

その後、2 回目の接見に行き、翌日の検察官の取り調べ&勾留質問での供述についてアドバイス。学生は検察官に対する意見書を作成。

翌日、依頼者の知人と面会し、身柄引受書にサインをしてもらい、それを追完し、勾留請求されずに釈放された。検察官からは不起訴にするとの連絡があった。

教員の感想：

事案が軽微ですぐに解決したこともあり、活動量としてやや物足りなかった。そのため、全く別件で公判弁護を傍聴してもらう等対応をしたが、これは事件のめぐり合わせがあるのである程度やむを得ないと思われた。それよりも、1 班 2 名という体制はやはり学生同士の議論もなかなか盛り上がりならず、クリニックの教育効果に問題があると感じられたので、今後は 1 班あたりの人数は最低 3 名にしたほうが良い。

## 2 受講生より（各受講生より抜粋）

やはり刑事手続きにおいては厳格な身体拘束期間が定められていることから限られた時間内でできる限りの弁護活動を行っていく必要がある。例えば依頼人の逮捕直後であれば弁護人として一刻も早く依頼人の身体拘束からの解放を目指すべきであるし、他の場面でも例えば検察官が勾留請求をしてしまったら検察官に勾留請求しないよう求める意見書を提出する意味はなくなってしまう。他の民事事件等ではこれほど差し迫った期限が定められたりすることはないため、刑事事件ならではのスピード感、緊張感を感じる事ができた。また、意見書作成の場面では被疑者の友人と連絡を取るべく押収済みの被疑者の携帯電話を見せてくれないか検察官に頼んだものの、あっさりと断られてしまい、検察官の対応の冷淡さを生で感じる事ができた。

### 刑事クリニックC班

#### 報告書（春学期）

##### 1 担当教員より

都営住宅における継続的な近隣トラブルを背景にした傷害被疑事件を担当した。依頼者は男性で、相手方は女性。相手方は、夜間に都営住宅の廊下で依頼者と口論になった際、依頼者が窓を閉めてきたことにより、手を挟まれ怪我をしたと訴えている。他方、依頼者は、事件当夜に相手方女性と口論になったことは認めていたが、暴力については否認していた。

逮捕直後から弁護活動を開始し、取調べについて黙秘指示をした上で、身柄引受人を確保した。検察官の勾留請求は阻止できなかったが、裁判所は勾留却下をし、検察官の準抗告も棄却された。在宅事件に切り替わった後は、事件の目撃者を探したり、従前のトラブルに関する証拠を集めたり、転居を検討したり、医療記録（依頼者は高次脳機能障害の外、多数の疾病を有している）を取り寄せて検討したり、再現実験を行ったり、広く不起訴に向けての弁護活動を行っている。いずれも刑事クリニックで扱う弁護活動らしく、自由かつ広範な検討を行うことができたと考えている。

本報告書作成時点では終局処分がなされていないが、身体拘束からの解放に成功するなど、すでに一定の成果を得ることをできているのは評価できる。学生もみな熱心に活動してくれており、最善弁護を尽くすことの原体験にして欲しい。

##### 2 受講生より（各受講生より抜粋）

学生である自分たちが主体となり、しかも事前に準備されたものなどではなくリアルタイムで配点を受けた刑事事件の弁護活動を一から担当することの臨場感や緊張感は予想以上であった。このような経験はエクスターンシップ等でも決して得られなかっただろうし、今回の活動を通じて生の刑事弁護の世界をこの上ないリアリティをもって捉えることができるようになった。現に身体拘束を受けており、今すぐにでも外に出たいと希望して

いる依頼者を前にして、また刑事手続き上の時間制限も迫る中で依頼者の希望に沿うためには何をすべきかを考え、実行する過程は非常に困難であったが、これまでロースクールの授業等で見聞きしていたものが実務上はどのように運用されているのかを直接体験でき、またそうした経験を学生段階で積むことができたことは良かった。特に、先生方の助言も受けつつ、班の仲間と協力しながら最終的に依頼者の釈放を勝ち取ることができたことへの感動は何物にも代えがたかったし、刑事弁護活動の醍醐味を感じることができたと思う。

反省点としては、活動方針を決定するにあたって、検討した内容が刑事手続き全体の大枠の中のどの部分で機能するものなのか（例えば条文上のどの要件に対応するか）を意識しきれていなかった場面がしばしばあった。刑事弁護に携わるのは初めてであったとはいえ、まずは全体像を見渡したうえで個々の具体的な内容を検討するというのは日頃の学習においても基本となる思考過程であるし、そうしたプロセスを踏むことに対する認識の甘さを今一度痛感させられた。また、活動方針を議論する際に、自分がなぜその結論を取るのかについて論理的に説明できないことも多々あった。この点は自らの論理的思考力や言語化能力の乏しさによるところが多分にあると感じており、法曹を目指すうえでこういった能力をより一層養っていかねばならないと改めて実感した。

## 臨床法学教育（労働）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

### 【担当教員】

岡田 俊宏／島田 陽一

### 【授業概要】

臨床法学教育（労働）では、実社会の生の素材を利用することで、学生が実社会の中で「生きた法」を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とする。

学生は、大学附属公益法律事務所において、弁護士教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で履修を行う。

労働事件に関与する法律実務家には、労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされる。また、労働訴訟においては使用者に証拠が偏在していることが多く、法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には、事実調査や立証・尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあり、また、経済的弱者である労働者のニーズに応えるために公益的観点から受任することも必要とされる。

このような特色を有する労働事件に関与する法律実務家を養成するために、労働クリニックは、学生に実際に発生した労使紛争の実情に接し労使紛争解決手続に関与させることにより、労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供するものである。

### 【授業の到達目標】

労働法の実際の適用場面を体験することにより、実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き、それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

### 【授業計画】

労働クリニックは、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの法律事務所において行われる。

学生が履修する基本的内容は次のとおりである。

#### (1) 法律相談

学生は、弁護士教員の指導・監督のもとに、労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取し、法的アドバイスをを行う。相談票や相談報告書を作成し、教員に提出する。

#### (2) 受任事件への関与

学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切・可能と判断される相談案件は、指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は、労働者を依頼者と

する事件に限定する。学生は、指導担当教員が受任した事件について、指導担当教員の指導のもとに、事実調査及び法的分析を行い、交渉事件については通知書や合意書の案を作成し、訴訟事件については訴状・準備書面など各種書面の起案、依頼者との打ち合わせ、弁論期日の傍聴などを行う。

### (3) 事例検討・研究会

学生は、指導担当教員の個別指導のほか、相談案件・受任関与事件等についての事例検討や討議を行う。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

労働相談の手引きとして参考となるものに『労働相談実践マニュアル』がある。クリニックには、その他の参考文献が整備されている。

## 【備考・関連URL】

<講義実施スケジュール>

取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ、毎週ではなく不定期であったりするなど、科目ごとに柔軟に設定することとされています。詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

\*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

労働法 I、II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

<他の授業との関連>

労働法 I、II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

<受講者への要望>

特になし。

## 報告書（春学期）

### 1 担当教員より

春学期は、2名の学生（いずれも3年生）が受講し、合計6件の事案を取り扱った。

具体的には、①上司によるハラスメントや、雇用契約書で合意していた就業時間の一方的変更等の違法性、②親族が経営する会社の役員に就任することが勤務先の副業・兼業禁止規定に違反するか、③学生団体がインターネットのサイトで学生にインターン先を紹介する際の留意点（職業安定法への抵触の有無等）、④精神疾患により約10年前に合意退職した会社への再就職の可否・高年法が定める雇用継続確保措置の内容等、⑤会社から業務上のミスを経由して受けた懲戒処分（謹慎処分）の有効性及び手続上の問題点、⑥人事考課に納得がいかないが、違法性を問えるか、の6件である。①の案件については、相談者と委任契約を結び、受講生が通知書（内容証明郵便）の素案を作成し、担当教員が手を入れた上で、相手方に送付した。

毎週のように新規の相談が入り、事前の準備等は大変だったと思われるが、2名の受講生はいずれも熱心に取り組んでいた。懲戒処分やハラスメントなどの典型的な労働相談に加え、職業安定法や高年齢者雇用安定法など、通常の授業ではあまり扱えない分野の相談もあり、受講生にとっては勉強になったことと思う。

このクリニックを通じて、労働事件のやりがいや難しさ等を感じてもらい、それを各自の将来につなげてもらえればと考えている。

### 2 受講生より

#### (1) 良かった点

直接、生の依頼者から法律相談を受けることを通じて、エクスターンシップ等とは異なった視点から、司法試験合格後のビジョンをより具体的なものとして捉えることができるようになった。また、それまで存在すら知り得なかった未知の法律の適用が問題となる案件もあったが、そうした場合でも、丁寧に条文を読み解き、当該条文の周辺知識や参考事例を粘り強く調べ上げるなど、将来法曹を目指す中で、必ずしも自分が精通していない分野に対しても最大限真摯に向き合う経験を積むことができた。さらに、相談を受けた結果、必ずしも依頼者の希望するような検討結果とならなかった案件もあり、依頼者の心情を憂慮しつつ検討結果を伝えることは非常に難しかったが、そのような経験を学生の段階で積むことができたことは良かった。

クリニックを通して労働事件のやりがいを感じることができ、将来弁護士として労働事件に携わりたいと考えようになった。これまで特別自分のやりたい分野があったわけではなかったので、自分の興味を持てる分野を見つけることができたことは良かった。

#### (2) 反省点

相談者の方からお話を伺う際に、より適切に事案を解決するために尋ねる必要があった事実関係の確認が漏れてしまったり、時系列や話の流れから考えて、質問のタイミングが前

後してしまったりしたことが多々あった。事前に相談概要をいただいている以上、この点は準備不足もあったとも思うが、法律相談の難しさも痛感した。

また、相談内容を踏まえて最後に検討結果を相談者の方へ伝えることも非常に苦勞した。先生方と検討を加える時間があるとはいえ、その検討結果に関して、自分に少しでもあいまいな知識があると自信をもって相談者に回答を伝えられず、自身の勉強不足を感じさせられた。特に、労働法関係ではなく、基本的な民法の知識を迷わず引き出すことができない場面が複数あり、日ごろの学習の甘さが露呈してしまったと思う。今後はなんとなくの理解で終わらせるのではなく、正確に一つ一つを理解することを心がけていきたいと思う。

## 報告書（秋学期）

### 1 担当教員より

今学期は、司法試験の在学中受験に伴うカリキュラム変更の影響を受け、受講生は3年生1名のみであった。

クリニックとして取り扱った労働相談は、以下の3件である。具体的には、①勤務先の上司からセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを受けたとの相談、②工場閉鎖に伴う退職条件について、正社員との間に格差があるとの相談、③日本法人と業務委託契約を結び、A国で業務を行っていたところ、その際、A国の外務省職員や日本国大使館の職員からハラスメントを受けた上、苛酷な環境で勤務したことにより健康被害が生じたとの相談、の3件であった。いずれも簡単には回答することができない難しい問題が含まれており、実務法曹としてどのように対応するかが問われる相談であった。1人で事前準備を行い、当日の相談に応じることは、かなり大変だったと思われるが、受講生は、毎回、周到的準備をし、ご相談者から熱心に話を聞き、請求の当否や解決策について誠実に回答していた。

また、今学期は、受講生の希望により、全国コミュニティー・ユニオン連合会（略称：全国ユニオン）への訪問を行った。加盟団体である東京ユニオンでは、現在、アマゾン配達員の組織化を進めている。当日は、配達ドライバー向けホットライン（電話相談）の見学を行い、ユニオンの担当者との質疑応答を行った。配達ドライバーの労働実態や、組織化の進め方など、興味深いお話を伺うことができ、受講生にとっては貴重な経験になったことと思う。

### 2 受講生より

#### (1) 良かった点

相談は、まず私が聞き取りや回答を行った上で、不足する部分があれば先生に補足していただくという方法で行われた。これにより、自分の改善点を明確に把握することができ、次回以降の相談に活かすことができたと感じる。

また、私の希望でユニオン訪問をさせていただいたことも良い経験となった。労働組合の雰囲気を知ったり、組合員の方にお話を伺ったりすることで、集团的労使関係について具体的なイメージを持つことができた。

## (2) 今後に活かしたい点

事前に法律構成を考えて相談に臨んだものの、聞き取り内容を踏まえると別の構成をとる方が適しているという場面があった。このときは先生にアドバイスをいただき変更することができたが、自分でも柔軟に対応できるよう、想定している構成に固執しないように気をつけたいと思った。

お受けした相談の中には、依頼者の希望に沿う回答ができないものもあった。そのような場合でもまずはしっかり話を聞いた上で、今回なぜ法的な主張ができないのかについて、誠意をもって説明することが大切だと実感した。

## (3) 最後に

初回の授業で受講生が自分一人であることが分かり不安を感じたが、先生方に助けをいただきながら主体性をもって相談対応を行ったことは大変貴重な経験となった。労働クリニックを受講して良かったと感じている。

## 臨床法学教育（外国人）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

### 【担当教員】

宮川 成雄／渡辺 彰悟

### 【授業概要】

この臨床法学教育科目は、外国人法・難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指す。実務家の担当教員である渡辺は日本における外国人・難民訴訟を多数担当してきた弁護士である。研究者教員の宮川は、アメリカの移民法や国際人権条約の国内的实施に教育研究業績を持つ。このリーガル・クリニックでは、アカデミックな研究関心の高い国際人権条約の国内的实施、難民認定基準の問題等について、実務家教員と研究者教員のペアによる指導監督を受けながら、現実の案件について、相談者・依頼人へのリーガル・サービスの提供を実習する。

具体的作業としては、通訳を介した外国人依頼者の事情聴取、難民認定申請書に添付して出入国在留管理庁に提出する意見書の作成などの作業を行ってもらう。この作業の中で、依頼人の語る生の事実から、法的効果の発生に結びつく要件事実の特定とその価値を評価する能力を養う。さらには文化的背景を異にする外国人依頼者とのコミュニケーション能力を養い、異文化との共生の価値観と理解力を涵養する。

### 【授業の到達目標】

外国人法・難民法に関わる法制度を理解し、それを運用する実務家としての基本的技能を修得する。

### 【授業計画】

・週1回の授業時間では、担当事件の進捗状況について、実務家教員および研究者教員と共に検討を行う。

・授業時間外の学修活動としては、毎週平均して約3時間の資料調査・読解・書類作成等を、学生各自で行う。

・週1回の授業は、原則として、対面で実施する。但し、新型コロナウイルスの感染状況や、依頼者/相談者の要望がある場合等、「Zoom」等を利用したオンライン授業とすることもある。また、授業は必要に応じて、早稲田大学の教室や、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックだけではなく、実務家教員の所属する法律事務所でおこなう場合もある。いずれの場合も、受講者全員の参加が可能な授業形態で実施する。

### 【教科書】

宮川成雄編著『外国人法とローヤリング』（学陽書房、2005年）  
全国難民弁護団連絡会議監修『難民勝訴判決 20 選—行政判断と司法判断の比較分析』（信山社、2015年）

#### 【参考文献】

指定なし。

#### 【備考・関連URL】

<受講要件等>

この科目は、秋学期のみの開講である。

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

\*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

<受講者への要望>

特になし。

### 報告書（秋学期）

#### 1 担当教員より

受講生は、男子学生1名であった。今学期の当クリニックの授業は、新型コロナウイルス感染症の流行が一定の減少傾向にあったので、ほぼ全面的に早稲田大学のキャンパスにある弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック事務所において対面で実施した。また、数回の授業は、渡辺の所属弁護士事務所で実施した。

今学期に扱った案件は、中東からの外国人による難民認定申請を補強するための意見書の作成であった。授業において通訳者を通して、申請者の出身国の状況や、当該国を出国せざるを得なかった申請者個人の人権侵害状況について、申請者本人から聞き取りを行った。通訳者を交えた聞き取りは3回実施したが、聞き取りを実施する授業と、それを整理検討する授業を交互にはさみ、聞き取りすべき事項や確認すべき事項を明確にしながら、難民認定申請書を補強する意見書の起草を行った。聞き取った情報を裏付けるための出身国の政治状況や、申請者に関連する情報を、インターネット等の英語での情報源を用いて調査した。最終回の授業では、受講生がこのクリニックの履修により獲得できた学修上の成果を報告した。

#### 2 受講生より

私が外国人法クリニックを受講した動機は、英語が得意であり（資格で言うと英検1級、TOEIC 960点程度）、将来的に国際的な活動に従事することを志向していること、また、学

部時代に留学生の友人が警察署に任意同行されそうになり、大事にはならなかったものの、自分の周りにいる外国人の友人、知人を法的に助ける能力を身に付けたかったことにある。本クリニックは、例年、外国人の難民認定申請の申立手続きをするということで、自分の能力を活かしつつ、外国人を法的に支援するという希望を叶えるために履修を決意した。しかし、今学期のクリニック活動で扱った案件は、依頼者が英語を話せない中東の出身者であり、通訳者を介してコミュニケーションをとることになり、聞き取りにおいて英語を使用する場面はなかった。

本クリニックでは、難民認定の申立手続きを行う上で理解すべき難民の定義、日本における難民認定の制度、依頼者の出身国情報等を学び、申立書類を起案した。また、起案の際には依頼者（例年国籍は様々）にインタビューし、必要な情報を聞き出すという活動内容である。

今学期では、中東という大きく日本と異なる文化や価値観の中で、何がタブーであり、それを破るとどのような深刻な脅威を依頼者に生じさせるのかを理解するのに苦労した。本案件の通訳者は言語力だけではなく、文化理解度等、通訳者のレベルが高かったにもかかわらず、私が中東の事情に対して無知であること、また通訳者を介して間接的にしかコミュニケーションをとることができないことから、当初、依頼者が置かれている状況について、依頼者がどれほど切迫して出国せざるを得なかったのか、どれほどの迫害の脅威が迫っているのかを、十分に感じ取り理解ができていなかった。その際には、渡辺先生や宮川先生に、多くの資料や異文化理解の困難性についての有益な助言を受けた。

本クリニックは、他の民事クリニックなどと比べて、難民申請という特殊な分野を扱う。しかし、これは一般の法実務の一番必要なところを凝縮して学べるということでもあると思う。例えば、依頼者に対していろんな状況について質問をして、依頼者が語ってくれることから法律要件に当てはまることを探すだけでなく、依頼者が語っていないことについて自分が法律家として、法律要件について本当はこういうことを知ることが必要だが、依頼者はなかなかピンポイントで言ってくれないということは、他の事件でも往々にして存在する。依頼者は決して法律家が求めている事実について話してくれるわけではなく、難民事件においても、法律家としてどうしても引き出さなければいけないことを、いかにして見出すことができるのかという頭の使い方は、法的に意味のある要件事実を抽出して、それを組み立てるといふ他の一般民事事件での頭の使い方と同じである。むしろ、難民と呼ばれる人たちは、政府の迫害を逃れるために証拠の持ち出し等ができないまま出国していることが多く、自分がどのような事実とそれを裏付ける証拠があれば、難民として保護されるか十分に理解していることは少ない。このような依頼者から必要な情報を話してもらう作業がより一層重要となる。

確かに、私は、初めて扱う難民申請事案で、初めて外国人の依頼者にインタビューをして、初めて難民認定の申立書類を起案した。初めてのことばかりで苦労もしたが、こういった苦労も糧になったと思えるし、上記のような実務家として求められる能力を鍛えること

が出来て、本当に良い経験になったと思っている。一般の講義と異なり、生の事件を扱う以上、責任や苦勞が伴うが、必ず良い経験になると思うので、履修を迷っている今後の学生の皆さんには是非履修することをお勧めしたい。

最後に、渡辺先生、宮川先生、事務局の方々、大変お世話になりました。有り難うございました。

早稲田大学大学院法務研究科  
2022年度クリニック報告書

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1  
早稲田大学大学院法務研究科

(本書に関するお問い合わせ先)

〒169-0051 新宿区西早稲田 1-1-7  
早稲田大学 28号館 4階  
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック  
電話 03-5272-8156 FAX 03-5272-8163